

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	大気汚染防止法		法令の番号	昭和43年法律第97号													
不利益処分の種類	大気に係る緊急時の措置命令		根拠条項	第23条第2項													
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合</p> <p>気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として大気汚染防止法施行令に定める次の場合に該当する事態が発生したときで、当該事態がばい煙又は揮発性有機化合物に起因する場合に行う。</p> <p>・表に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて該当大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>いおう酸化物</th> <th>浮遊粒子状物質</th> <th>一酸化炭素</th> <th>二酸化窒素</th> <th>光化学オキシダント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 1時間値 0.5ppm 以上の状態が3時間継続した場合 2. 1時間値 0.7ppm 以上の状態が2時間継続した場合</td> <td>1. 1時間値 3.0mg/m<sup>3</sup>以上の状態が3時間継続した場合</td> <td>1. 1時間値 50ppm以上の状態になった場合</td> <td>1. 1時間値 1ppm以上の状態になった場合</td> <td>1. 1時間値 0.4ppm以上の状態になった場合</td> </tr> </tbody> </table>							いおう酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	光化学オキシダント	1. 1時間値 0.5ppm 以上の状態が3時間継続した場合 2. 1時間値 0.7ppm 以上の状態が2時間継続した場合	1. 1時間値 3.0mg/m <sup>3</sup> 以上の状態が3時間継続した場合	1. 1時間値 50ppm以上の状態になった場合	1. 1時間値 1ppm以上の状態になった場合	1. 1時間値 0.4ppm以上の状態になった場合
	いおう酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	光化学オキシダント												
1. 1時間値 0.5ppm 以上の状態が3時間継続した場合 2. 1時間値 0.7ppm 以上の状態が2時間継続した場合	1. 1時間値 3.0mg/m <sup>3</sup> 以上の状態が3時間継続した場合	1. 1時間値 50ppm以上の状態になった場合	1. 1時間値 1ppm以上の状態になった場合	1. 1時間値 0.4ppm以上の状態になった場合													
<p>(2) 処分の内容、程度</p> <p>ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じる。</p>																	
対応区分	1 弁明の機会の付与 2 聴聞の実施	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課		目次 NO										